

京都府犯罪被害者等支援条例

(令和5年4月1日施行)

京都府では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、再び平穏な生活を営む助けとなるよう、社会全体で犯罪被害に遭われた方々を支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。



条例の内容は、
こちらから
ご覧ください。



ご相談をお受けします！

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

犯罪被害者 サポートダイヤル

☎ 0120-60-7830

犯罪被害者サポートダイヤル ほくぶ相談室

☎ 0120-78-3974

全国の市役所・区役所・役場には、犯罪被害により生じた生活上のお困りごとなどの相談をお受けする窓口があります。

発行元 京都府 安心・安全まちづくり推進課

TEL 075-414-5076 FAX 075-414-4255
Email anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

犯罪被害者や遺族の方への主な支援事業

【京都府】 それぞれ必要な要件があります。詳しくは申請窓口にお問合せください。
申請には、被害届などにより犯罪被害の事実を確認できることが必要です。

転居費用の一部助成

犯罪被害により従前の住居に住むことが困難になった場合に、転居費用の一部を助成します。

1事件につき、
最大**20万円**



〈主な要件〉

- 殺人、強盗致死傷、傷害致死、性犯罪、ストーカー行為等の犯罪により被害を受けた府内にお住まいの方又は同居していた遺族の方
- 自宅や自宅付近で被害を受け、これまでの住居に住むことが困難になったこと
- 令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害であること など

弁護士費用の一部助成

刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、弁護士費用(着手金)の一部を助成します。

1事件につき、
最大**23万円**



〈主な要件〉

- 府内で犯罪被害を受け、かつ、犯罪被害を受けたときに、府内にお住まいの方又はその遺族の方
- 裁判所から被害者参加制度の許可を受けていること
- 令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害であること など

刑事裁判に係る旅費の一部助成

刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、刑事裁判の傍聴等に要する交通費、宿泊費の一部を助成します。

1事件につき、
最大**5万円**



〈主な要件〉

- 府内で犯罪被害を受け、かつ、犯罪被害を受けたときに、府内にお住まいの方又はその遺族の方
- 裁判所から被害者参加制度の許可を受けていること
- 令和5年4月1日以降に発生した犯罪被害であること など

【申請窓口】

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

電話番号 0120-60-7830

電話番号 0120-78-3974 (ほくぶ相談室)

受付時間 月～金曜13:00～18:00

受付時間 月・木曜12:00～16:00

※祝日、8/12～16,12/28～1/4を除く

※祝日、8/12～16,12/28～1/4を除く



▲こちらのQRコードから申請窓口をご確認ください。

【市町村】

見舞金の支給

犯罪行為により被害に遭われた方、その遺族の方に対して見舞金を支給します。

【申請窓口】 お住まいの市町村の犯罪被害者相談窓口



〈主な要件〉

- 犯罪被害を受けたときに、府内の市町村にお住まいであり、引き続き、同一の市町村に住所を有していること
- 遺族見舞金は、犯罪行為により亡くなられた方の遺族の方、傷害見舞金は、全治1カ月以上の加療を要する傷害を被った方が対象

遺族見舞金 **30万円**

傷害見舞金 **10万円**

※京都市(犯罪被害による生活困窮者が対象)
生活資金：一律30万円

※市町村により要件が異なりますので、お住まいの市町村の犯罪被害者相談窓口にお問合せください。



▲こちらのQRコードから申請窓口をご確認ください。

その他にも様々な支援を行っています。 ※詳しくは、京都犯罪被害者支援センターにご相談ください。